

# 青森県報

第二千六百九十六号

平成十八年  
十月二十三日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

|   |                    |
|---|--------------------|
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………                   | (保健衛生課) …… 一       |
| 結核予防法による医療機関の指定……………                        | (同) …… 一           |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称変更の届出…………… | (障害福祉課) …… 二       |
| 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫の指定……………                   | (林政課) …… 二         |
| 公有水面埋立ての免許……………                             | (漁港漁場整備課) …… 二     |
| 公 告   |                    |
| 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………               | (県民生活文化課) …… 三     |
| 右 同……………                                    | (同) …… 四           |
| 右 同……………                                    | (同) …… 四           |
| 大規模小売店舗の変更の届出……………                          | (経営支援課) …… 四       |
| 開発行為に関する工事の完了……………                          | (建築住宅課) …… 五       |
| 出先機関  |                    |
| 土地改良区の役員の就任及び退任……………                        | (上北地方農林水産事務所) …… 六 |
| 道路の位置の指定……………                               | (和田県土整備事務所) …… 六   |
| 選挙管理委員会                                     |                    |
| 病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長                  |                    |

及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正…………… (事務局) …… 六

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (警務課) …… 七

## 告 示

青森県告示第七百六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称                | 所 在 地          | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|--------------------|----------------|---------------|
| 青森保健生活協同組合<br>八甲病院 | 青森市問屋町一丁目一五の二〇 | 平成一八・九・二九     |

青森県告示第七百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |                                  |       |                                   |           |                       |
|-----|----------------------------------|-------|-----------------------------------|-----------|-----------------------|
| 名 称 | 青森保健生活協同組合<br>生協さくら病院<br>二ツ家調剤薬局 | 所 在 地 | 青森市問屋町一丁目一五の一〇<br>八戸市大字沢里字二ツ屋一の九二 | 指 定 年 月 日 | 平成一六・九・三〇<br>一六・一〇・一〇 |
|-----|----------------------------------|-------|-----------------------------------|-----------|-----------------------|

青森県告示第七百六十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更に<br>変更後 | 変更前        | 区 分           |                 | 障<br>害<br>福<br>祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>の<br>種<br>類 | 障<br>害<br>福<br>祉<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>事<br>業<br>所 | 変<br>更<br>年<br>月<br>日 |
|------------|------------|---------------|-----------------|---|---|-----------------------|
|            |            | 名 称           | 主たる事務所の所在地      |   |   |                       |
| 社会福祉法人つづじ会 | 社会福祉法人つづじ会 | 指定障害福祉サービス事業者 | 上北郡七戸町字清水頭七一の八〇 | 共同生活援助  | グループホームあざなグループ                                      | 平成一六・一〇・一             |
|            |            |               |                 |   | グループホームあざなグループ                                      |                       |
|            |            |               |                 |   | 上北郡七戸町字東上川原二〇の七                                     |                       |

青森県告示第七百六十四号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の八第一項第六号の規定により、樹木又は林業種苗に損害を与える害虫を次のとおり指定する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ松くい虫

青森県告示第七百六十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年十月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂七から一三の一

の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第

十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で

結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス六五四七五・一八一メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八九三・八八九メートル

の地点 X座標 プラス六五四七五・一二四メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八九二・二九〇メートル

の地点 X座標 プラス六五四七五・六九〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八九二・二七〇メートル

の地点 X座標 プラス六五四七二・一八〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七九三・九三二メートル

- の地点 X座標 プラス六五四七一・六一四メートル
- Y座標 マイナス七七七九三・九五三メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七一・四四三メートル
- Y座標 マイナス七七七八九・一五六メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・二四二メートル
- Y座標 マイナス七七七八九・一二七メートル
- の地点 X座標 プラス六五四七二・二五三メートル
- Y座標 マイナス七七七八九・四二七メートル
- の地点 X座標 プラス六五五二四・三五〇メートル
- Y座標 マイナス七七七八七・五六八メートル
- の地点 X座標 プラス六五五二四・五一一メートル
- Y座標 マイナス七七七九二・〇六五メートル
- の地点 X座標 プラス六五五二一・四一九メートル
- Y座標 マイナス七七七八二・一八八メートル
- の地点 X座標 プラス六五五一六・八三一メートル
- Y座標 マイナス七七八三一・三六四メートル
- の地点 X座標 プラス六五五一・六一メートル
- Y座標 マイナス七七八五二・五六三メートル
- の地点 X座標 プラス六五五〇・五三三メートル
- Y座標 マイナス七七七八二・六一四メートル
- の地点 X座標 プラス六五五〇・五五三メートル
- Y座標 マイナス七七八九二・六二六メートル

3 面積

四、四〇四・一一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂四の一から一三の一の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條第一項第一号の規定による(国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で

結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス六五三五五・二五七メートル
- Y座標 マイナス七七八九八・一六九メートル
- イの地点 X座標 プラス六五三五〇・九七七メートル
- Y座標 マイナス七七七八八・二四六メートル
- ウの地点 X座標 プラス六五五八二・八二九メートル
- Y座標 マイナス七七七六九・九七〇メートル
- エの地点 X座標 プラス六五五八七・一〇九メートル
- Y座標 マイナス七七七八九・八九四メートル

3 面積

二七、八三九・九二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこやなぎ

三 代表者の氏名

夏堀 浩

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

この法人は、南部町及び地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人きらり

三 代表者の氏名

細川 栄美子

四 主たる事務所の所在地

青森市浪岡大字浪岡字林本六四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、日常生活における外出の際の移動の安全と利便性をはかることによって、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢の里

三 代表者の氏名

鎌田 慶弘

四 主たる事務所の所在地

青森市浪打一丁目二の九

五 定款に記載された目的

この法人は青森地区の障害者に対して障害者のための就労移行支援等に関する事業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡おいらせ町中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡おいらせ町中下田一三五の二

代表取締役 村上教行

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

|             |   |  |  |
|-------------|---|--|--|
| 変<br>更<br>前 | 株式会社橋文<br>八戸市大字長苗代字狐田一四<br>の三二<br>代表取締役 橋本昭一<br>有限会社マルサダシマワキ水<br>産<br>八戸市大字河原木字神才二二<br>の二<br>代表取締役 嶋脇治行 | 株式会社橋文<br>八戸市卸センター一丁目九の<br>一<br>代表取締役 橋本精二     | 変更年月日<br>(代表者変更)<br>平成一八・五・二〇<br>(住所変更)<br>平成一八・九・一六 |
| 変<br>更<br>後 | 株式会社鈴丹<br>愛知県名古屋市中昭和区広路通<br>二丁目五<br>代表取締役 東光晴   | 株式会社鈴丹<br>愛知県名古屋市中昭和区広路通<br>二丁目五<br>代表取締役 小林史生 | 一八・五・三   |
|             | 株式会社ポイント<br>茨城県水戸市泉町三丁目一の<br>二七<br>代表取締役 黒田博  | 株式会社ポイント<br>茨城県水戸市泉町三丁目一の<br>二七<br>代表取締役 石井稔晃  | 一八・七・一   |
|             | 株式会社三鈴<br>東京都渋谷区代々木一丁目一<br>の一<br>代表取締役 吉田忠  | 株式会社三鈴<br>東京都渋谷区代々木一丁目一<br>の一<br>代表取締役 宮田修一    | 一八・六・七   |
|             | 株式会社ライトオン<br>茨城県つくば市東新井三七の<br>一<br>代表取締役 藤原政博   | 株式会社ライトオン<br>茨城県つくば市吾妻一丁目一<br>の一<br>代表取締役 藤原政博 | 一八・八・三〇  |
|             | 株式会社ダン<br>大阪市平野区長吉長原西一丁<br>目三の八<br>代表取締役 越智直正   | タピオ株式会社<br>大阪市平野区長吉長原西一丁<br>目三の八<br>代表取締役 越智直正 | 一八・九・一   |

四 届出年月日

平成十八年十月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年十月二十三日から平成十九年二月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年二月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年十月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

|                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| 開発区域(工区)に含まれる<br>地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所<br>及び氏名(名称)  |
| 平川市李平西山崎三三の二及び三三<br>の二三 | 平川市李平西山崎五〇の一<br>有限会社 森山商店 |

出 先 機 関



を次のとおり指定し、」を「病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設を次のとおり指定し、」に改める。

「三 身体障害者更生援護施設」を「三 身体障害者支援施設」に改める。

## 公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二十三日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第一黒石警察署の項中

を

|   |   |
|---|---|
| <p>畑中警察官駐在所</p> <p>前田屋敷警察官駐在所</p>                           | <p>畑中警察官駐在所</p> <p>前田屋敷警察官駐在所</p>                             |
| <p>南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六番地十八</p> <p>南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六番地十八</p> | <p>南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七十六番地十八</p> <p>南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字東中野四十七番地一</p> |

に改める。

附 則

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭